

広島県教育委員会訓令第1号

本 庁  
地 方 機 関  
学 校 以 外 の 教 育 機 関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条（略） （出生支援休暇） 第八条の二 職員は、条例第十五条の二に規定する出生支援休暇の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一月前の日までに、不妊治療に関する事項及び期間を明らかにして請求しなければならない。</p>	<p>第八条（略）</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。